別紙１

# Ⅰ　校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対応チーム」である。
＊対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成２９年８月版）を参照

## いじめ対応チームについて

〇教頭及び生徒支援部長を中心に、保健・支援係長、養護教諭、寄宿舎運営係、各学年主任、キャンパスカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで編成する。
（事案の状況に応じて、関係職員及び警察などを入れてメンバーは適宜編成する）
〇特別支援教育委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】

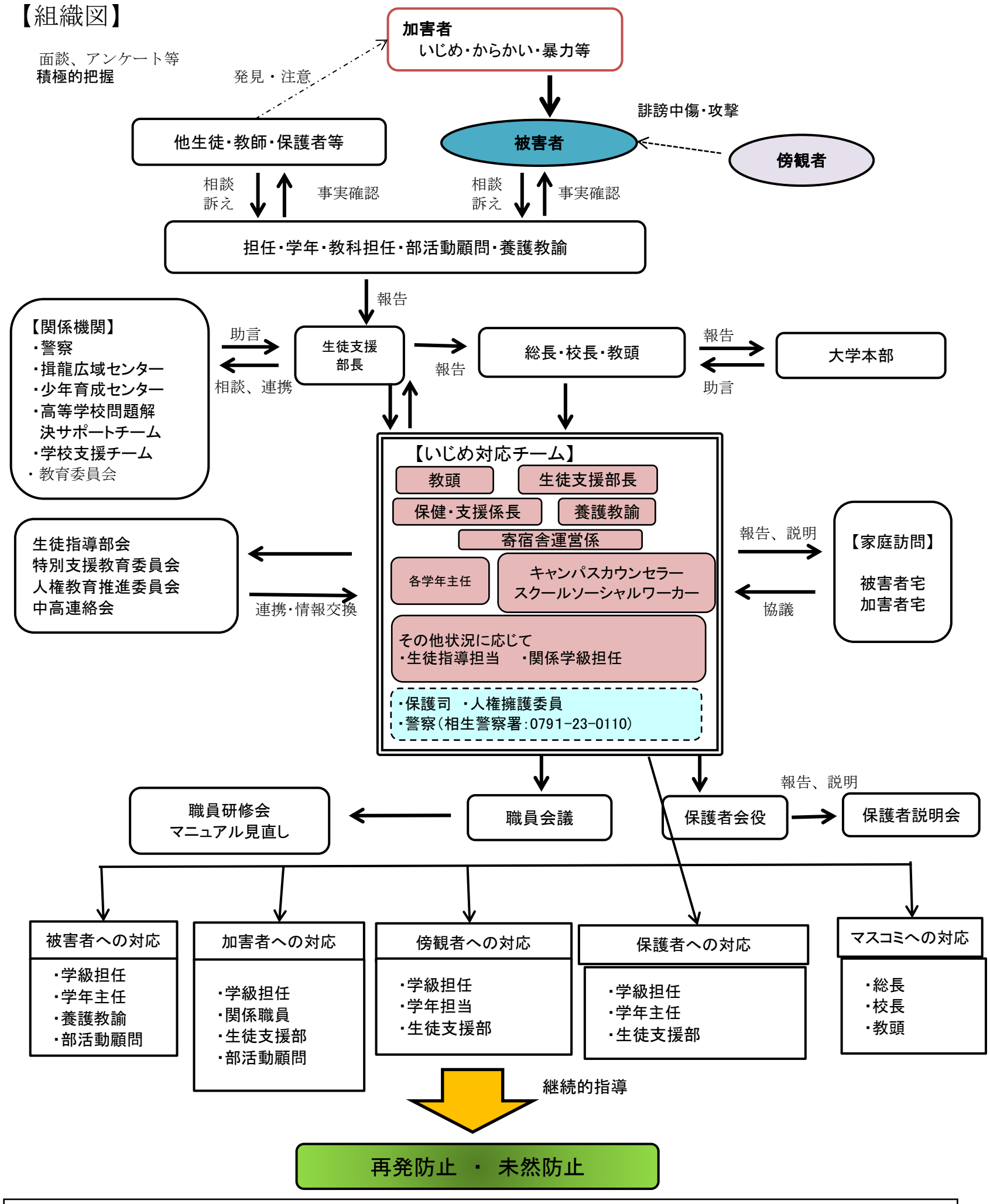


温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。